

平成 2 9 年

# 総務委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会総務委員会

日 時 平成29年 9月25日 (月) 午前10時00分～午後 2時32分  
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 あくつ 広王 君  
委員 松澤 利行 君 委員 高橋 伸明 君  
委員 飯沼 雅子 君 委員 石田 しんご 君  
委員 須貝 行宏 君 委員 吉田 ゆみこ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 中 山 企 画 部 長  
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)  
小林 施設整備課長 中元 広報広聴課長  
木村報道・プロモーション担当課長 仁平 情報推進課長  
榎本 総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)  
島袋 人権啓発課長 黒田 人事課長  
立川 経理課長 伊東 税務課長  
齋藤 会計管理者 安井選挙管理委員会事務局長  
江部 監査委員事務協局長 久保田区議会事務局長  
松山 高齢者地域支援課長 溝口 公園課長  
篠田 学校計画担当課長

午前10時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の予定表のとおり、「視察」、「議案審査」、「請願・陳情審査」、「その他」を予定しております。

なお、議案審査に際して、高齢者地域支援課長、公園課長および学校計画担当課長にご同席いただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひをいたします。

---

1 視察

○伊藤委員長

初めに、予定表1の視察を議題に供します。

本件視察では、本日の議案審査におきましてご審議いただく契約議案に関連して、事前に現地を視察するものであります。

ただいまから視察に参加したいと思いますので、第三庁舎2階にマイクロバスを用意しておりますので、お集まりください。放送にてご案内いたします。

それでは会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時02分休憩

〔視察場所：城南小学校・幼稚園（南品川2-8-21）〕

○午前11時00分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

なお、休憩中に2名の傍聴申請ございましたので、ご案内いたします。

---

2 議案審査

(2) 第65号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約

(3) 第66号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約

(4) 第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約

(5) 第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約

○伊藤委員長

それでは、予定表2の議案審査を行います。

予定表では(1)の第64号議案からの審査ですが、会議の運営上、順番を入れ替えて審査を行います。

まず、(2)の第65号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約、(3)第66号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約、(4)第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約および(5)第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約の4議案を、関連するものとして一括議題とします。

それでは、説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、城南小学校・城南幼稚園の改築に係る第65号議案から第68号議案について、一括して

ご説明いたします。これらの議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、経理課資料の7ページをご覧ください。まず、第65号議案の城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約についてご説明いたします。

本案は、城南小学校の校舎および城南幼稚園の園舎について、施設の老朽化が進んでいることから、改築工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては8ページの入札状況調書のとおりでございます。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め49億3,560万円。契約の相手方は東急・小川・加地・ライフシステム建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社首都圏建築支店、執行役員支店長池戸正明でございます。支出科目は平成29年度一般会計、平成30年度・31年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、9ページの概要書をご覧ください。新校舎・新園舎の建築工事につきましては、本年12月から開始し、工期は平成32年2月14日でございます。

4の工事内容は、既存校舎東側の屋外運動場と城南幼稚園の園舎の跡地に小学校と幼稚園からなる新たな施設を建築するものでございます。

建築面積が2,369.77㎡、延べ床面積が9,001.44㎡で、構造は鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄筋コンクリート造。地上4階、地下2階建てでございます。

小学校の施設として、1階に特別教室等、2階および3階に普通教室等、4階に屋外水泳場等、地下1階および地下2階に2層吹き抜けの屋内運動場を設置します。幼稚園の施設として、1階に保育室、遊戯室等の施設を設置の予定でございます。10ページに案内図、配置図、11ページ・12ページは平面図と立面図でございます。

第65号議案については以上でございます。

次に、第66号議案の城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約についてご説明いたします。資料の13ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては14ページの入札状況調査のとおりでございます。

13ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税含め、2億7,540万円。契約の相手方は新菱テク・三協建設共同企業体、代表者、新菱テクニカルサービス株式会社品川営業所長、松浦弘和。支出科目は平成29年一般会計、平成30年・31年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、15ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月14日。

4の工事内容ですが、給排水衛生設備として、各教室に衛生器具、給水、配水設備等を設置いたします。

第66号議案については以上です。

次に、第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約についてご説明いたします。資料の16ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては17ページの入札状況調書のとおりでございます。

16ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め3億9,290万4,000円。契約の相手方は横河・末弘建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役、田中博行。支出科目は平成29年一般会計、平成30年度・31年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、18ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月14日。

4の工事内容は、空気調和設備工事として、各教室等に空調設備、換気設備、加湿設備を設置し、給食調理室、アリーナは給気・排気ファンを設置いたします。また、各施設の集中制御設備を設置します。

第67号議案については以上でございます。

次に、第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約についてご説明いたします。19ページをごらんください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、20ページの入札状況調書のとおりでございます。

19ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め4億3,956万円。契約の相手方は八千代・千代田総合建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店、取締役常務執行役員支店長、大江武志。支出科目平成29年度一般会計、平成30年度・31年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、21ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月14日。

4の工事内容は高圧受変電設備、太陽光発電設備、情報通信設備等の工事を行うものでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

まず、第65号議案のほうから順番にお聞きしたいと思います。

まず、10ページ・11ページのところに図面が描かれているのですが、工事内容のところ、最近屋上プールの設置が多くなっていると思うのですが、工事の費用の関係で、上につくる部分と従来の土地のところにつくるあたりの違いがどのくらいあるのか教えてください。

あと、この校庭は人工芝ではないのですか。最近人工芝の張り替えとかがあるのでどうなのかと思ったので、その辺を教えてください。まずそこをよろしくお願いします。

#### ○小林施設整備課長

まず、1点目のプールを屋上に設置する場合と地上に設置する場合、どのくらい費用が違うのかというお話なのですが、正確に比較したものは言えませんが、屋上に水槽をつけることによって当然荷重がかかりますから、躯体、骨組みのほうで少々のプラスアルファは、これは当然あります。どのくらいといたしても、躯体だけでいくと2割か3割かそこら辺、その程度だと思うのですが、すみません、今の時点でお答えできるのはその程度でございます。

それとあと人工芝について。今回契約にかけているのは校舎のほうの建物の部分のみです。それで、グラウンドについては今計画をしておりますので、また解体と一緒になるかと思っておりますけれども、今後になると思います。今検討中でございます。

#### ○飯沼委員

プールに関しては二、三割、具体的に比較するところがないのではっきりは言えないと思うのですが、多少費用がかかるかと。

1点、工事に関係するかどうかかわからないのですが、プールの水質管理について、学校の先生は藻が

発生しないようにとかかなり苦勞をしていて、そのろ過装置とか何かいろいろ新しいのがあるとか、古いのは大変とか聞いたので、工事の時にそういった水質の部分まで管理をされているのかどうか、そこを聞かせていただきたいのが1点です。

あと、11ページのところに「普通教室」とずらっと書いてあります。今日、工事現場でいただいた資料にはCRと書いてあるのですが、特別支援教室の位置がちょっとわからないので、わかったら教えていただきたいです。

あと、すごく細長い校舎というところで、入口と子どもの動線がどうなのかなというところが一つ気になったのと、やはり工事をするにあたって結構奥まっているなというところで、ぜひ工事車両の出入りのところを気をつけていただきたいのと、あと、今日伺ったら、旧東海道の石畳のきれいな舗装がされているので、そこのところをかなり工事車両が行ったり来たりというところにおいて、くれぐれも注意をして走らせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○小林施設整備課長

今、プールの水質に関しては、ろ過装置とかそういうのは現在設計事務所で計画をして、当然最新のものにして、一番メンテナンスのかからないものにするなど工夫して採用しております。

それと3点目の児童の動線ですが、建設工事中は皆さんが今日通った旧道のところは工事専用とし、児童は北門から入れさせておりますので、工事中はそういうラップをなるべく避けて計画をしておりますので、今回建設の時には動線はダブらないというところでございます。

#### ○篠田学校計画担当課長

特別支援教室についてのご質問がございました。特別支援教室ですけれども、3階に普通教室が並んでいるところの中で1教室使うという形になります。

それから、改築後の動線ですけれども、小学校は正門を入りまして2階に上がった形で昇降口があるという形になります。幼稚園に関しましては、階段を上がらないで1階をそのまま進んでいただいて、直接1階から入っていただくというような形を想定しております。

#### ○飯沼委員

ありがとうございます。第66号議案のほうに行きますが、15ページの給排水設備工事のところに「太陽熱利用設備」とありますが、これはどのような設備なのか、こういったものは普通に設置されるものなのかどうか。

あと、21ページのところに「太陽光発電設備」とありますけれども、ぜひ新しい施設に関してはエコを重視して取り組んでいただきたいと思うのですが、ここの太陽光発電のところもどのような設備がどこにつくのか、ちょっと具体的に教えてください。

#### ○小林施設整備課長

太陽光につきましては、今のは電気のほうなのですけれども、これは屋上に10キロワット程度の発電能力のソーラーパネルを設置する予定でございます。

それと、ご質問のあった太陽熱利用設備関係は、水を太陽熱で温めて、それを屋上のシャワー等に併用して利用するという形で、太陽熱ということで表記をして、2つのシステムがあると。これも屋上に設置します。

#### ○飯沼委員

この太陽熱利用設備というのは屋上の温水シャワーということで、とても歓迎するのですけれども、これは今回初めて設置されるものなのか、今までもどこかで設置されていたのかどうか、費用がどのく

らいかかるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

あと、第67号議案のところの18ページなのですが、空気調和設備工事のところに「アリーナは給気・排気ファンを設置」とあるのですが、この辺地下2階で、アリーナは災害時に避難場所になると思うのですが、この辺、電気が止まってしまった時の対策とか、あと換気設備がほかにあるのかどうか。あと、給食の調理室も地下1階というところではいろいろ配慮が必要かと思うので、その辺がどのように対策がとられているのか、お聞かせください。

#### ○小林施設整備課長

まず、費用については申し訳ございません。単体でちょっと出ていないものですから、どのくらいだということ今はわからないのですが、費用的に考えますと、ソーラー発電に比べると、屋上でその設備単体で処理しますので、配管関係も含めて短い動線でできますから、それほどかからないとは思いますが。

それとあと、非常用発電を今回この城南小学校でも設置をしますので、72時間の稼働に耐えられる燃料も保管をします。ただ、この72時間というのは、ある程度想定した量で使うということで72時間としていますけれども、現実的にはエレベーターを動かすとか、そういうのを極力抑えれば、72時間ではなくてももう少し延ばせるような工夫はできると思いますけれども、設計上では72時間稼働させると。

それと、アリーナの空調の関係のご質問ですけれども、アリーナはこの図面にも描いてありますとおり、地面にもぐっているところがございます。もぐっているところの部分については、比較的床の土間だとか壁だとかが地中熱というか安定した温度を保てますので、そこを空調を通して空気の入れ替えをするというようなことをしております。

#### ○飯沼委員

太陽熱給湯のところですが、プールの比較的近いところに設置をすれば、配管とか云々かんぬんで、そう費用もかさまないということで、これからあちこち改修がありますし、既存のところもやはり冷たいシャワーで子どもがびくっとするのではなくて、温水にしてほしいという希望もあるので、やはりそういうよいところはぜひほかにも活かしてほしいと思ってちょっとお聞きしました。

あと、アリーナのところは、本当にこのところ温暖化で夏はもう本当に暮らしにくい東京になってしまったということで、本当に寒い時も暑い時もたくさんの方が利用されるということにおいては、やはり特段の給排気の考えを持っていただきたいと思うので、これはお願いをしておきます。

#### ○須貝委員

まず、総金額ですが、約49億円ということで、幼稚園園舎が一緒に入ることなのですが、かなりやはり高いのかなと。それは過去の単独校の小学校などを見まして、それに幼稚園園舎が入るとしてもかなり割高になっているということは、もちろん地下にアリーナをつくるということもあるので、何がそれだけの金額を増やす要因となっているのかお聞かせください。

そして、今日、視察現場で埋蔵文化財発掘をやっていましたが、あの費用というのは別の課から出ているのでしょうか。まずその辺をちょっとお聞かせください。

#### ○篠田学校計画担当課長

まずは総工事費に関してのご質問ですけれども、今回建築費が約49億円となつてございます。こちらは委員のご指摘がございましたとおり、アリーナを地下につくっているというのが一番大きな要因になってございます。

このアリーナを地下につくるにあたりまして、実はこの城南小学校の用地は非常に水が出るということで、その対策の経費が割高にかかっているところがありますので、どちらかというとはかの学校と比べると高いという状況はございます。

それから、埋蔵文化財の経費でございますけれども、こちらは教育委員会の予算のほうで実施しているものでございます。

#### ○須貝委員

あともう一点お聞かせいただきたい。ちょっと見解をお聞きしたいのですけれども、今、私立小学校、中学校もそうなのですが、この間ちょっと中学生に聞いたら、私立は体育館にエアコンがついている。夏も涼しく私たちは過ごしているというお話を聞いたのです。今、これだけやはり温暖化が進んで、いざ大災害が発生した時に避難場所になるのは小学校で、地域の拠点になっているはずなのですが、例えばそこに夏場など避難した時に全くエアコンがないとなると、幾らアリーナが地下に入っている、あれは相当暑いですよ。今、小山小学校などもそうですが、そういう体育館、これから新築する学校、校舎等に対して、やはりエアコンは、あくまで今後も区としては導入をしない方向で行くのでしょうか、お聞かせください。

#### ○篠田学校計画担当課長

学校の体育館におけます空調設備のご要望ですけれども、こちらは区民の方からもご要望いただいでいて、私どものほうも検討しているところではございますけれども、現時点におきましては、学校の体育館の施設に関しましては空調設備等、導入をするという形にはなっていないとございます。しかしながら、将来的な方向性を見据えた時にあるいはそういう可能性もあるということで、今改築している新しい学校に関しましては、配管だけは今通すようにしてつけているそうです。ですので、今後状況に応じて、場合によってはそういう対応をとれるようにということで、今行っているところでございます。

#### ○須貝委員

品川区はやはり教育が本当に進んで先端を行っていると思うのですが、やはりこういう子どもたちのことを考えて、また地域の人のことを考えて、やはりそれなりの準備、また設備というのを整えていただきたいと私は思います。

#### ○吉田委員

今日、現場で渡された資料を見ますとコンセプトが書かれていて、それぞれとても賛同したいコンセプトなのですが、その中で環境にやさしく災害に強い学校づくりというのがありまして、先ほど太陽熱利用とか太陽光発電のことはご説明いただいて、それは資料のほうにも出ているのですが、品川区の今の環境計画の中では雨水利用も結構進めていて、この前環境課に確認させていただいた時点では、その方針は次の計画でも続けるというようなことを伺ったのですが、その辺についてはいかがなんでしょうかというのが1つです。

それから、屋上緑化も、先ほどのプールと同じように大変結構だと思うのですが、どのような形の緑化かによって、肥料のこととか、それから本体、校舎躯体への負荷というのにもかかってきますし、その辺がどのようにになっているのかということをお聞かせいただきたいとします。

それから、今須貝委員からエアコンの話もありましたけれども、このコンセプトの中には、建物の熱負荷低減というのが書いてあって、だからエネルギーを使って気温・室温を下げるということと、それから熱負荷低減というのが関係してくるのかなと理解したのですが、そういう理解でいいのか、それとも全然別のことなのか教えてください。



それから、やはり幼稚園と小学校が一緒ということで、非常時の避難というのも大変気になるところなのですけれども、すみません、私の図面の読み方が悪いのか、どのように避難経路を想定されての設計なのか、その辺について教えてください。

#### ○小林施設整備課長

まず、1点目の雨水利用ですけれども、これは外構のほうで雨水タンクを設ける予定で計画をしております。

それと屋上の緑化でございますけれども、これは構造の負担はないことはないと思います。屋上につくるわけですから。ただ、現在いい材料、例えば土にかわるものとして、軽石みたいなものを混ぜている混合土みたいなもので、なおかつ強風に飛ばされないようなものとかいろいろありますので、軽量化を図って緑化をしておりますので、負荷についてはほとんどないと。

それとあと、どのような植栽なのかというご質問ですけれども、やはり屋上で風とかが影響しますので、ツタ類だとかシダ類とか、そういうのが主になってきます。高木とかそういうのは負担がかかってしまうので、そういうのは避けております。

あとは、ご質問にあった熱負荷の軽減などについては、太陽の光がそのまま屋根だとか屋上のスラブに直接当たると、当然熱がこもってきます。そうすると躯体から発する熱が室内のほうにも伝わってきてしまうというところで、屋上緑化をすることによって断熱を考慮しているとか、そういう意味で設けています。電気関係で言うと人感センサー、人が行けば自動的につくとか、そういうところでエネルギーを必要以上に消費しないとか、いろいろそういうところがございます。今のご質問の雨水利用というのも一つの手だと思います。

#### ○篠田学校計画担当課長

ご質問として、避難経路に関してですけれども、避難経路に関しましては基本的に3経路の方向の避難というのは確保されているところがございます。今回城南小学校に関しましては屋外に出るにあたりましては、この図面を見ていただくと一番右の旧東海道沿いのところに屋外に出る階段と、それから一番左のほうの校長室、2階の図面見ていただくと職員室からおりていくような階段がございます。こちらのほうと、あとは通常の昇降口とございますので、3方向で外に出られるような形での設計となっております。

#### ○吉田委員

もう一点、さっき伺えばよかったのですけれども、環境にやさしく災害に強い学校づくりというところでは、いろいろ工夫されている今の屋上緑化のこととか、太陽熱利用とか、太陽光発電というのを、園児や児童が体感できる施設として、地域の環境教育の発信拠点としての先導的な役割を果たすエコスクールとして整備しますとなっております、それは本当に地域の学校としては必要な役割だと評価したいと思うのですけれども、ただ気持ちというかそういうものではなくて、やはり具体的にそれが見えるような、例えば太陽光発電だと、よくあるのはみんなが見えるところにどれぐらい今発電されていて、これが何に利用されているというパネルがあるとか、それから雨水利用などだと、これをやることにどのような意味があるのかというのが児童だけではなくて、このコンセプトでいくと地域の人たちにもわかるようになっていくのかなと思うのですが、その辺はこの図面からはちょっと読み取れないのですけれども、工夫はされているのか伺いたいと思います。

#### ○小林施設整備課長

今回この城南小学校につきましては、エコスクールということであっておりますので、当然エコに

については細かくいろいろ工夫があります。例えば太陽光を使えば、そのハイブリッドの照明に補助したりだとか、先ほど言いましたように人感センサーで消費電力を抑えるだとか、いろいろなところを使っております。

それとあと、太陽光のパネルについては、見える化をどうやっているのだというお話ですけれども、一般的に言いますと、その太陽光のパネルが上にあります。それを見ても当然わかりません。委員のおっしゃるとおり、1階だとか昇降口だとかいうところにパネルで、今電気どのくらい発電していますよ、どのくらい消費していますよというような装置・パネルを設置して、見える化を図っております。

#### ○石田（し）委員

何点か質問します。まず、埋蔵文化財の発掘なのですが、これは特に旧東海道を通って歴史があるエリアで、地下に埋まっている可能性も高いのかなと思うのですが、例えば品川区としてこの辺のそういった埋蔵文化財が見つかりそうなエリアに対して、可能性が高いエリアなので、工事の前に工事をされる企業に対してそういったことを注意してとか、また調査をしてくださいとかいうのは、区として何か条例なり何なりがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

それと学校の校舎のことですが、新しく学校をつくっても、そのエリアが例えばマンション等が建って人口が増えて、子どもも増えた中で、教室が意外と足りないとかいう話がちらほらと出ている中で、新しく校舎を建てる時に、そういった分析も含めて教室を設置されているのかどうか。また、今回のこの城南小学校においても、あのエリアはマンションが今後も建つだろうと予測される中で、この教室数で実際将来足りるという予測をしているのかどうか、その点を教えていただきたい。

それと、コンセプト等でも書かれていますが、災害時にもしっかりと対応していくという中で、先ほどからもお話がありましたが、やはり体育館の冷暖房については、もうそろそろ決断をしてもらったほうがいいのかなと思うのです。いつも議会から要望しても、「いや、設置をしないのです」というような話ですけれども、何をそれほど拒んでいるのかなと。もう時代がこういう時代の中で、一定の必要性を我々議会としても感じていますし、地域の方たちも、特に災害時のことも心配をしてそういうような要望を常に出されているのかなと思うのですけれども、なぜそこまでたたくな体育館への冷暖房を設置しないのか。さっき説明の中では、何か配管をつくっているのを将来的にはもしかしたらできるようには準備していますみたいなことを言っていましたけれども、準備するのだったらもう今の時点で設置をすればいいのかなと思うのですけれども、その点、改めてお答えください。

それともう一点、災害時の備蓄の部屋は、今までの図面だと何か出ていたような気がするのですが、ここにはちょっと見当たらないので、どの辺に設置をされるのか教えてください。

#### ○篠田学校計画担当課長

まず、文化財に関して、工事業者との関係でございますけれども、基本的に品川区の中で過去にもそういうところから出たりですとか、あるいは歴史的な経緯から出そうだということなどに関しましては、包蔵地といった形で指定をしているところがございます。工事業者の方もそういうことをよくご存じで、工事するにあたりましては、包蔵地の指定があるかないかというのは教育委員会の庶務課の文化財担当係がございまして、そちらのほうで管理していますので、工事業者も必ずそちらに来られて、確認をしてから工事にとりかかるという形でやっております。

それから、校舎の教室数の関係でございます。現在、校舎の建て替えというのは毎年1校ずつのペースで進んできているところでございますけれども、校舎の改築にあたりまして、まず第1に当然その校舎の老朽度が一番考慮されるところではあるのですけれども、一方で品川区の場合、東京都全体でもそ

うなのですけれども、今、人口が非常に増えているということがございます。これは当然児童・生徒数、就学人口に影響を及ぼしますので、私どものほうでそういった人口推計を見ながら、あるいは開発の状況などに関しましても、ファミリータイプで40戸以上のマンション等が建設される場合には、必ず教育委員会のほうに連絡が来るようになっていきますので、そういったものを含めまして状況を見据えながら、改築にあたっては計画をしているというところでございます。今回城南小学校に関しましても、計画段階におきまして、現状が12学級で対応しているところなのですけれども、湾岸地区の開発等が進んでいるということで、各学年3クラスの18クラスを今設定しているところでございます。

ですので、一応今のところはこの中でお子さん方を受け入れられるだろうと思っっているのですけれども、ただ、予想を超えて今開発が進んでいるような状況もございますので、その辺は注視しながら、仮にお子さん方が増えても、多目的室ですとか、そういった様々な形の部屋を転用して教室等に対応することを考えてございますので、今のところ子供たちをきちんとこちらの中で受けられるような形で考えているところでございます。

それから、体育館に関わるお話でございます。先ほども申し上げましたとおり、現状では小学校の体育館は冷暖房というのは、今のところ建設段階では設置はしていないといったことで、教育委員会としましてもご要望はいろいろいただいているところではございますけれども、なにぶん体育館といったもので冷房効率の問題もございまして、相当電気代がかかるといった状況もあるので、その辺もありませんが今後状況を見て、いずれ例えば冷房化が必要であるといった形で方針が変わるようなことがあれば、それに対応できるような形で、今のところ新しく改築する学校に関しましては、配管の準備だけはさせていただいているというような状況でございます。

それから、災害の備蓄倉庫でございますけれども、こちらはちょっと図面のほうには示してないのでございますけれども、1つはアリーナの脇のところに様々器具庫等がありまして、そちらのほうに1つ入れるのと、もう一つはグラウンドのところに屋外倉庫がございます。そちらのほうに主には入れるといったことを今のところ想定しているところでございます。

#### ○小林施設整備課長

ちょっと補足します。今の備蓄倉庫なのですけれども、地下1階に約40㎡ほどの倉庫を現在計画しております。

#### ○石田（し）委員

冷暖房については、電気代がかかるというのもわかりますけれども、でしたら例えば通常の時はそれほど使用しないとか。それは例えばエレベーターなどもそうじゃないですか。例えば児童とかは基本的には使わないわけですよ。なので、例えば学校をいわゆる地域に開放する時に、体育館とかも開放するじゃないですか。例えば大人の人たちが使う時には、一定の利用料を払ってもらったりとか、それこそ本当に災害時にはそういった機能をしっかり活用できるようなというのも十分可能なわけです。災害時とかにも大きく影響してくるのかなと思いますので。

もう災害はあちらこちらであって、まず言われるのはやはり避難所の体制というのがなかなか機能していないということです。特に地方の古い学校などはそれこそ教室にも冷暖房がないですし、特に夏に災害が起きた時には非常に厳しい、また冬に災害が起きても厳しいという中で、私はそういった意味では学校ではありますけれども、災害時の一つの大きな区としての拠点になるので、この辺をぜひ改めて検討を進めていただきたいと思います。

プラス、プール等が学校には設置されるので、できたら、災害時に言われているのが1つは冷暖房の

件ですけれども、もう一つ言われているのはやはりお風呂の課題があるのかなと思うので、以前にも提案をさせていただいておりますけれども、そういったプールのところに例えば温水のシャワーを設置しておいて、災害時でも若干活用ができるようなつくりには、これは学校というだけではなくて、一つの災害時での拠点となるというのもぜひ今後は意識をして、よりよいものをつくっていただきたいと思えます。これは要望で終わりますけれども、よろしく願いいたします。

#### ○吉田委員

先ほど確認すればよかったですけれども、先ほど城南小学校のあたりは地下で水が出るとおっしゃっていたかと思えます。地下にアリーナとか、それから給食調理室、それから備蓄倉庫もつくられるということで、湿気の対策というのがどのようになっているのか。結構水が出るところに地下をつくるということは、一応の対策はしても、実際稼働させてみると何か結構かびの被害が出たりということをお自身も経験していますので、その辺どうなのか教えてください。

#### ○小林施設整備課長

委員おっしゃる湿気等の問題、これは当然地上につくるものと地下につくるもの、当然そのリスクはあります。あそこについては昔海岸が近かったということで、水位が高いのですけれども、当然設計の中ではその止水だとか防水だとか断熱だとか、そういうのを含めて計画をしております。給食室については空調換気、外の新鮮な空気を入れて、それを循環させて、湿気をなるべく外に持っていくというような空調をつけたりだとかして、検討して設計を今回進めたところでございます。

#### ○飯沼委員

すみません、1点。先ほど途中でした。特別支援教室の位置が、3階の普通教室と書いてあるどこかということなのですが、前回文教委員会でもいただいた資料の時もしっかりとここというふうになっていなかったのですね。特別支援教室なので、障害を持ったお子さん等が通ってくる、教室から移ってくるという意味においては、この横長のずらっと教室が並んでいる動線の中で、できるだけ真ん中にしてほしいという希望が結構出ているのです。だから、もうこの段階なのですけれども、その辺が具体化されているのかどうか、1点お伺いします。

#### ○篠田学校計画担当課長

特別支援教室に関しましては、まず教室の仕様は普通教室と同じものという形で考えてございます。実はこれは学級編成等に絡みまして、各学年何クラスになるか、できた時点でのことになりますので、要は普通教室と同じようなサイズの教室を特別支援教室として使うということがございますので、その学級編成次第でちょっと位置がずれていくということはございます。

ただ、実は当初この中に具体的には示していないのですけれども、想定としましては階段やエレベーターが一番近い部分での部屋も設置していると。ただ、これは学校運営上、実際に建物が開設されてから改めて整備をするのですけれども、基本的な考え方はそういった形で運営されることと考えます。

#### ○飯沼委員

ぜひ動線を考えて、中央に配置をしていただけたらと思うのが1点です。

あともう一点、車椅子利用の児童の方のためのルートはどうなのかなという説明をしてください。エレベーターはあるのですけれども、その辺のバリアフリーの考え方を教えてください。

#### ○篠田学校計画担当課長

車椅子の児童に関しましては、一般のお子様に関しましては正門を入ってから階段を上がって2階の昇降口という形になりますけれども、その昇降口がある2階のバルコニーといったところがあるのです

けれども、その下の部分に入口をつくりまして、そこからエレベーターで上に上がれるような形での位置づけとなっています。

#### ○飯沼委員

ちょっとよくわからない。

#### ○小林施設整備課長

すみません。一般の児童の方は2階の大階段で上がるのですけれども、1階フロアにも外からの入り口というのがありますので、特別にそういうお子さんがいた時には別ルートを確保して、1階からエレベーターに乗せるという動線もありますので、そういうところで対応するということでございます。

#### ○あくつ副委員長

8ページの躯体工事の改築工事のほうの入札なのですけれども、これは一般競争入札で3者で入札で、2者が辞退をして1者のみということ。それで、予定価格が49億3,000万円余でかなり大型の工事であるにもかかわらず、1者入札になっているということについての区の見解と、もう1点だけ、14ページのほうの給排水衛生設備工事のほうですけれども、一番下の4番目のところのJVが結果として「無効」となっているのですけれども、この無効の理由を教えてください。

#### ○立川経理課長

まず、8ページの入札状況でございますけれども、3者申し込みがありまして、実際の札が入ったのが1者ということでございます。辞退理由でございますけれども、1者が都合によるということございまして、もう一者が予定価格を超過しているということでございます。

現在、オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されるということがあって、いわゆる東京とか関東近辺におきましてはやはり建設事業者がなかなか確保できない、いわゆる事業者が下請けを確保できないという状況が顕著でございますので、今回そういった時期にかかわらず、東急建設を中心とするグループが落札いただいたということで、区としては大変ありがたいと考えてございます。

もう一つ、無効の理由でございますが、こちらは今回横河東亜工業がほかのグループもつくっておりました。ほかの案件についても入札をしました。それで落札をされました。ということで、今回2個どりを禁止する、同じ会社が2つはとれないということをやっております、そういった意味で様々な事業者が落札できるようにということで、工夫した結果としてこういった内容になりました。

#### ○あくつ副委員長

本当に待ちに待って、埋蔵文化財が出て延びてしまったということで地域の方が待ちに待っている施設なので支障がなくてよかったと思います。

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第65号議案について、1議案ずつ態度を確認させていただきます。

各会派の態度を確認いたします。

まず自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○高橋（伸）委員

賛成です。

#### ○あくつ副委員長

賛成いたします。

#### ○飯沼委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第65号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第66号議案につきまして、各派の態度をお願いいたします。

それでは、自民党・子ども未来。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第66号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第67号議案につきまして、各会派の態度をお伺いいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員長

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第68号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

(6) 第69号議案 天王洲公園AB面他改修工事請負契約

### ○伊藤委員長

次に、(6)第69号議案 天王洲公園A B面他改修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

### ○立川経理課長

それでは、第69号議案の天王洲公園A B面他改修工事請負契約についてご説明いたします。

本案は地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございまして、天王洲公園の野球場A B面等について施設の老朽化が進んでいることから、人工芝の張り替え等の改修工事を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料の22ページをご覧ください。契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては23ページの入札状況調書のとおりでございます。

22ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め3億4,257万6,000円。契約の相手方は東光・西村建設共同企業体、代表者、東光園緑化株式会社品川営業所長、中島学。支出科目は平成29年一般会計。

工事の概要でございますが、24ページの概要書をご覧ください。

工期は平成30年2月28日。

4、工事の内容ですが、天王洲公園A B面グラウンドの老朽化に伴う人工芝の張り替えのほか、西側児童遊園エリアの遊具等の改修を行うものでございます。

### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件につきましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

### ○須貝委員

1点だけなのですが、昨今天王洲の天王洲公園運動場が、非常に使用頻度が高くなったのかなというのを感じます。確かに広い駐車場はあるのですが、一時的にやはり駐車場に入れない車が道に立ち往生するとか、そういう場面も見受けられますので、何かこれだけ使用頻度、皆さんのスポーツに対する意欲・関心が強くなっている状況で、すごく場所もいいと思うのです。そういう意味で、駐車スペースというのはもう少し何か工夫できないのかと思うことがあるのですが、いかがでしょうか。ちょっとご見解をお聞かせください。

### ○溝口公園課長

天王洲公園の利用でございます。委員お話のように、かなり多目的な形で整備したことによって、野球だけでなくサッカー等のスポーツにもいろいろ使われるようなニーズもある。そういった中で駐車場ということでございますが、やはりこれだけの運動施設を維持しながら、新たに駐車場を整備していくというのはなかなか難しいのが現状でございます。そういった中では、やはり利用団体の方たちに公共交通機関の利用を促すとか、自転車等を使っていただくなど、そういったことをしていく中で、皆さんに快適にご利用していただけるようにしていきたいと考えてございます。

### ○須貝委員

あそこはなかなかいい場所で、お子さんたち、家族連れが散歩するということで、天王洲が日曜祭日などなかなか賑わっているような状況になってまことにうれしい限りなので、何かいい方法がありましたら、ぜひご検討いただきたいと思います。



## ○飯沼委員

人工芝の張り替えということなのですけれども、この人工芝というのはいろいろな品質とかがあるらしいのですけれども、この間、区の施設ではないのですが、人工芝にしたらとても上が暑いと。運動するのだけれども、芝生の上が暑いというので、ああ、そうなのかなと、場所によって違うのかなという思いがしたのですけれども、その辺、工事の仕方とかいろいろな工夫があるのかと思うのですが、ちょっとその辺の平米単価が幾らぐらいで計算されているのか、またそういう選択肢があるのかどうか、排水の状況とかも含めて選択肢がどのくらいあるのか、どのくらいのランクのものを選んでいるのかというあたりを、わかったら教えてください。

## ○溝口公園課長

今、人工芝で暑いというお話でございます。いろいろな人工芝の種類がありまして、芝生の長いものから短いもの、そういったものによっていろいろ変わってくるものと考えています。今回天王洲の野球場改修、もう既にC面で新たなものを昨年度工事しておりますが、ロングパイルという長い芝のものを使ってやるような形になっております。これにつきましてはグレードとしてはかなりいいもの、通常よりも高級なものを使って、大体平米単価でいくと1万円前後のものを入れるような形で考えておりまして、使用実績におきましては神宮球場とか、そういうプロの野球場でも使われているような人工芝を入れることによって、皆さんにスポーツを楽しんでいただく施設にしていきたいと考えているところでございます。

## ○飯沼委員

スポーツで元気な子どもや大人の方が使うのでしょけれども、暑くて大変という話をちょっと聞いたことがあるので、かなりグレードの高いものということなので、使いやすい状況になるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

あと、子どもの遊ぶ場所の遊具ということなのですけれども、この辺の遊具1基と書いて、複合遊具1基とブランコということなのですけれども、この辺の中身がどのようなものかちょっと教えていただけたらと思います。

あと、工事中というのは、C面だけで対応するということなのでしょう。代替はないのかどうか、その辺も教えてください。

## ○溝口公園課長

まず、資料2 4ページに書かれています複合遊具についてです。これは既存の駐車場の奥、C面の奥になりますが、子どもを遊ばせる場所があります。その複合遊具はもうかなり経年劣化しておりますので、それを新たにかえる。また、なかなか人気の高いブランコですが、ここについては広いスペースがありますので、今既存の複合遊具またはブランコといったものを新たに設置すると考えているところでございます。

あと、工事中の対応でございますが、基本的にはC面のみを使っていただいて、一般利用の方は野球とかサッカーの関係者たちにご利用いただくような形で、工事中については少しご不便をおかけしますが、利用団体等にご理解いただきながら工事を進めていきたいと考えているところでございます。

## ○吉田委員

先ほども人工芝のことが出ましたけれども、今、老朽化に伴いというようなことでしたが、今までの人工芝よりもグレードを上げたと理解してよろしいのでしょうか。どれぐらいでまた張り替えの必要性が出てくると考えられたのか、その辺の見込み、計画があれば伺いたいと思います。

○溝口公園課長

今回のAB面につきましては、人工芝が設置されてから15年以上経過しているということで、人工芝の種類によってもいろいろ変わってきますし、使い方によってもいろいろ耐用年数は変わってくると考えております。ですけれども、今回も大体同じような15年、または20年ぐらいは使えるような形の人工芝を選んで、今回施工するものでございます。

○吉田委員

もう1個、この透水性ILB舗装が27㎡と、図面で見るとここだけということなのですが、これはどういうもので、どういう目的でこういう舗装をここだけするのか教えてください。

○溝口公園課長

今回のILB舗装につきましては、部分的に傷んでいるところ、またベンチ等そういったものを今回新たにスタンドベンチを設置するところも出てきている現場でございますので、それを復旧するところだけをILB舗装として直すということで、必要最小限のところだけを施工するという形での工事を予定しています。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかになければ、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本案につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第69号議案 天王洲公園AB面他改修工事請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時05分再開

**○伊藤委員長**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

(7) 第70号議案 書架・カウンター等の買入れについて

**○伊藤委員長**

次に、(7)第70号議案 書架・カウンター等の買入れについてを議題に供します。

本件については午前中の文教委員会で、本件に関連する第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例の議案審査が行われ、賛成多数をもって可決されたとのことでございますので、この場でご案内させていただきます。

では、本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

**○立川経理課長**

それでは、第70号議案 書架・カウンター等の買入れについて、説明をいたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、契約の予定価格1点4,000万円以上の動産の買入れについて提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の25ページをお開きください。本案は大崎図書館の移転に伴い、当該図書館において使用する書架・カウンター等の業務用製品の買入れを行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況は26ページの調書のとおりでございます。

25ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め5,512万6,000円。契約の相手方は、株式会社マルエー、代表取締役、松本光徳。支出科目は平成29年度一般会計。納期は平成30年3月30日でございます。

次に、27ページをご覧ください。2の購入理由ですが、平成30年6月に大崎図書館が移転することから、当該図書館において使用する書架・カウンター等の業務用製品を買い入れるものでございます。

3の製品選定経過は、移転先が新築されるにあたり、品川区立図書館各館の書架等を参考にし、機能的で利用者に使用しやすいとともに、設計された建物・内装と融合する書架・カウンター等であることを考慮し選定したものでございます。

5の主な購入品目は、ここに記載されているもののほかに、パンフレット棚や蔵書検索台などがございます。

**○伊藤委員長**

説明が終わりました。

本件につきましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

**○飯沼委員**

ご説明の中で、書架・カウンター等ということなのですが、既存の図書館を参考にして選ばれていると思うのですが、ちょっと新しくできる図書館のイメージが頭の中に浮かんでいないのですが、書架というのはどのくらいの規模なのか。図書館のフロアが何階あるのかちょっとイメージがわ

かないので、既存の図書館というところですけども、規模的なものでどのような書架なのか。書架でも今いろいろな書架がありますね。電動式で検索できるようなものもあるので、カウンターは大体イメージがわくのですけれども、どの程度の規模か書架について教えていただきたいのが1点です。

あと、これは北品川に移転をするためといった理由なのですが、大崎図書館の移転に伴っての大崎の取次所とか、あと芳水小学校の分館についてはここに含まれているのか、いないのか、教えてください。

#### ○立川経理課長

まず、書架について説明いたします。書架には複式書架と単式書架がございまして、今回複式書架については7段の8連のものと、7段7連、また4段6連。単式につきましては7段6連、3段9連。それをそれぞれ今の順番で言いますと7台、3台、1台、1台、4台、こういった台数を購入するということとございます。

続きまして、分館につきましてはまた別途提案するのですが、今回は新大崎図書館に関連する書架・カウンター等に限定されるものとございます。

#### ○飯沼委員

新大崎図書館の部分の設備だというのはわかりましたけれども、ちょっとイメージがわからないので、既存のところであるこの程度という規模があったら教えてほしいのです。それと、フロア的にはどのようなになっているのか。1フロアなのか、2階とか3階とかいう構造になっているのか。それによっても、書架はかなり違ってくると思うのですね。特別な新しいタイプの書架ではないということなのか。本の陳列ができるという、見えている部分と蔵書の部分の書架が多分あると思うので、もうちょっとイメージが膨らむようにご説明をお願いします。

#### ○立川経理課長

イメージとしましては、1フロア1,500㎡、そうした中に書架を配置していくということとございます。

#### ○石田(し)委員

27ページのところで、製品選定経過のところでは、いわゆる機能的で利用しやすいものということで考慮して選定されたとなっているのですが、これはそうはなっているのですが、普通に入札というのは予定価格があって、入札をされた方の中で一番安いところが落札をされると思うのですが、カウンター等では機能的で利用しやすいものを考慮し選定したというのと、例えばその金額が高くても、そちらのほうが利用しやすいのだったらそちらを選んでいただけたかどうか、その辺をちょっと詳しく教えてくださいいただけますか。

#### ○立川経理課長

書架なら何でも良いというわけではございませんで、いわゆる新しい図書館のレイアウトに合わせて、もう既に製品を選定した上で棚割りというのを確定します。ですから、入札に際しましては全てメーカーとかを特定した段階で、それで金額勝負してもらおうということとございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにごありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○高橋（伸）委員**

賛成です。

**○あくつ副委員長**

賛成です。

**○飯沼委員**

ちょっと一言申し添えます。先ほどありましたけれども、大崎図書館の移転の条例、第63号の議案に対しては共産党は反対をしています。なぜなら、大崎図書館を現地でそのまま残してほしい。老朽化しているのだったら改修をしてほしい。この願いがたくさん届いていますので、大崎図書館をなくさないという立場で、第63号議案、反対をいたしました。本件についてもとても悩みました。ですけれども、北品川の地域に新しい保育園を求める意見がたくさんあるのと、本予算においては芳水小学校の分館の問題とか取次とかのほうの予算は入っていないと、新しいところの予算であるということで、新設、充実をするといった意味で、この議案に対して賛成をいたします。

**○石田（し）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○吉田委員**

ネットも、大崎図書館の移転については手続き的にそもそももう少ししっかり地域の人たちの意見を聞いて、手順を踏むべきだということで、疑問を持っております。ただ、これについては、新しくできるところについては特にこれ自体に問題はないと思っておりますので、その点については賛成したいと思います。

**○伊藤委員長**

それでは、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

(1) 第64号議案 （仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約

**○伊藤委員長**

次に、(1)第64号議案 （仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約を議題とします。  
理事者の説明をお願いいたします。

**○立川経理課長**

では、第64号議案の（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約についてご説明いたします。

本案は地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約に

つき提案するものでございます。

平塚シルバーセンターの跡地に、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、複合施設を新築する工事を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料の2ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、3ページの入札状況調書のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め2億7,810万円、契約の相手方は立建設株式会社東京支店、取締役支店長、山下敏雄。支出科目は平成29年度一般会計、平成30年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、4ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成31年1月31日。

4の工事内容ですが、建築面積は260.89㎡、延べ床面積は534.77㎡、構造は鉄骨造地上2階建て、1階が高齢者福祉施設、2階が保育施設でございます。

資料の5ページが平面図、6ページが立面図でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

この件についてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

人件費についてなのですけれども、様々な職種の方がかかわっているわけですから、この積算をしていく段階で、最低賃金のところがきちんと保証されているといった根拠というのは、区はどのように把握をされているのか、1点教えていただきたいと思います。

#### ○立川経理課長

まず、予定価格を算出するに際しましては、国が示します設計労務単価の最新のものをまず確認いたします。それから東京都の積算基準もありますので、予定価格につきましては、国・都が示しました労務単価に沿って適正な価格ということで決まっているところでございます。それで、また契約の段階におきまして、いわゆる法令遵守義務というのを課しておりますので、当然使用者、労働者につきましては国の最低賃金法等を遵守することを確約させているということでございます。

#### ○飯沼委員

当然のことと思うのですが、その根拠はそうなのですが、区としてどこの段階でその辺がきちんと価格を積算するところで使われているか。法令遵守もそうだし、赤本のところに書かれているとおりですという、そのチェックというのは、区も同じことをやって確認して正しいと評価をするのか、どこで事業者が出しているものが妥当であるという評価をするのか、そのところを教えてください。

#### ○立川経理課長

入札に際しましては、いわゆる積算の内訳というものを出示していただいておりますので、当然その辺をチェックしまして、いわゆる労働者の賃金、下請けの支払いにつきまして適正であるかどうかというのを事前にチェックしているところでございます。

#### ○飯沼委員

そこで、1つここに書かれている会社が直接する部分ではなくて、一次、二次、三次とか下請けに出す場合の最低保証のところは、どこでどう把握するのかも教えてください。

### ○立川経理課長

下請けがある契約につきましては、いわゆる工事全体の施工体制台帳というものを出力していただきまして、そこでそれぞれ下請契約の金額等をこちらに提出していただいておりますので、当然その積算についてもチェックしているというところでございます。

### ○飯沼委員

手続き上はきちんとされていると思います。あとは、どこでもそうなのですけれども、最終的にそこで本当に汗を流して働いている労働者の方々に、実際に賃金のところも労働環境もそうですが、きちんと行っているかどうかというチェックを、やはり事業者任せではなくて区のほうでしていただくような仕組みにしてほしいと思っています。その点一つ答えていただきたい。

あと、ここはゆうゆうプラザとオアシスルームができるのですけれども、以前厚生委員会の中で随分議論がされたと思うのですが、シルバーセンターに以前登録されていた団体は従前のように無料で使えるというところと、あとゆうゆうプラザということで、多世代交流ということで、一般区民の方への貸し出しもするということなのですが、一般区民の方の貸し出しの利用料というのは、どこと比較して決められているのかわからなかったもので、わかったら教えてください。

### ○立川経理課長

まず、当然契約に際しましては法令遵守の徹底ということで契約を結んでおりますので、そこについては事業者のほうに働きかけをまた強めていっているところでございます。また、今後につきましては、契約制度の中でどういった工夫ができるのか、そういうことにつきましては当然研究していかなくてはいけない課題と考えております。

### ○松山高齢者地域支援課長

委員お尋ねの一般区民の利用料についてということでございますが、こちらの施設の位置づけについて、今検討を図っているところでございますので、また利用料につきましては、決定次第お示しさせていただきますと思うしております。

### ○須貝委員

ちょっとお伺いしたいのですが、入札金額、先ほどのもあったのですが、今回2億7,826万2,000円というのが予定価格で、落札が2億7,810万円。それは1番目の方が落札された。2番、3番がそれにプラス10万8,000円で、また2番、3番の方は同額だった。4番目の会社はプラス16万2,000円と非常に接近していますよね。資本金がこれだけ違って、逆に資本金が少ない会社が高い入札金額を入れていると。何か非常に違和感を覚えるのですが、これはどういうふうに我々などが理解すればいいのでしょうか。

例えば大手なら、資本金が大きい会社ならばそれは経費もかかる。ところが、逆に資本金が小さなおところは経費がかからないにもかかわらず、入札金額が高い。さらに、これだけ接近した16万2,000円の範囲の中で入札金額がおさまっている。全く同じ額もあるというのは何か不思議な気がするのですが、これに対して我々はどのように思ったらいいのでしょうか。

### ○立川経理課長

入札金額につきましてはご覧のとおりでございます。それから、接近している理由でございますけれども、いわゆるあらかじめ設計図書を公表しておりますので、どういった工種でどういう人工が要るかといったところについては、事業者側のほうでも細かく積算ができるようになっておりますので、そうした積算に使うソフトが同じだった場合には、同じ金額になることもあり得るのかなと考えているとこ

ろでございます。

#### ○須貝委員

ちょっと1点だけ。以前も聞いたことがあるのですが、区としてはこの予定価格を出すにあたって、どのように積算して、入札予定価格を決めているのですか。ちょっとそれだけお聞かせください。

#### ○立川経理課長

予定価格につきましては設計事務所が設計をして、そこで金額をある程度出しているというところでございます。

#### ○須貝委員

最後に1点だけ。先ほどのもそうなのですが、最近すごく金額が、今お話を受けたとおり接近している。資本金がかなり違っても同じだというのは、一般の区民から見ても非常に違和感を覚えますので、それだけちょっと一言言わせていただきます。

#### ○吉田委員

この図面で、だれでもトイレが1階と2階にあるのですけれども、例えばだれでもトイレといってもいろいろな仕様があると思うのですが、私たちはいろいろな場面でユニバーサルベッドを求めているのですけれども、そういう設備があるのかどうかということが1つです。

それから、2階からの非常口というのは、外側に出ている、図面で言うと廊下の左側から外に出られるようになっているのが1個かと思うのですが、1階の非常口が、例えばレクリエーション室に行った時に、どこから出るのか教えていただきたいと思います。

#### ○小林施設整備課長

まず、だれでもトイレの備品関係のお話ですけれども、ここについては委員のおっしゃった多目的シートについては設置をする予定でございます。ほかにオストメイト、洗面所、あとベビーチェア等を設置する予定です。

それと、非常口というか避難経路につきましては、2階については、2階の平面図の下のほうにバルコニーと書いてあるのですが、そちらに出て、左のほうから階段で地上までおりていけます。1階につきましては、今度逆にテラスと書いてある部分があるのですが、そちらのほうからもうこれは地面におりられますので、ここも同じように左のほうから行って、上のほうの道路に避難できるというルートをつくっております。

#### ○吉田委員

では、1階のテラスはそこから出られる窓ということですよ。一般的に掃出し窓というか、そういう感じに理解してよろしいでしょうか。

#### ○小林施設整備課長

はい、そのとおりです。

#### ○高橋（伸）委員

すみません。契約以外のことで、施工面のことでお聞きしたいのですが、4ページの5番のところに関連別途工事というところで、電気設備工事が入っているのですけれども、6ページの図面を見ますと、東立面図と西立面図のところの屋上に、おそらくこれはソーラーパネルだと思うのですけれども、これはソーラーパネルなのかどうか、確認させてください。

#### ○小林施設整備課長

別途電気工事の中で、屋上にソーラーパネルの設置を予定しております。



○高橋（伸）委員

そうすると、これ、ソーラーパネルは建物の中のどの部分にソーラーパネルによる電気供給をするのか。わかる範囲で結構ですので教えてください。

○小林施設整備課長

通常ソーラーパネルを設置しますと、電気照明の補助等に使っておところが一般的でございます。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○あくつ副委員長

賛成です。

○飯沼委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第65号議案（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決・決定いたしました。

---

3 請願・陳情審査

(1) 平成29年請願第6号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

(2) 平成29年請願第7号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

○伊藤委員長

次に、予定表3の請願・陳情審査を行います。

まず、(1)の平成29年請願第6号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、および(2)の平成29年請願第7号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願の2件につきましては関連する内容のため、一括して議題に供します。

なお、この2件は同一の内容のため、一括して資料説明を行い、採決につきましても一括で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、初めての審査になりますので、請願内容を朗読させます。まず、第6号、第7号の順に、件名、請願者、紹介議員を読み上げ、次に本文の朗読を行います。本文は同一の内容のため、朗読は一度だけ行います。よろしく願いします。

〔初期朗読〕

### ○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします

### ○伊東税務課長

平成29年度請願第6号および第7号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願につきまして、ご説明をさせていただきます。なお、この固定資産税、都市計画税につきましては、地方税法では市町村の税目に位置づけられているところでございますが、東京都特別区の区域内におきましては、特例にて東京都が賦課徴収する税目となっております。

東京都主税局が発行しております「ガイドブック都税」平成29年度版に掲載されております、平成29年度の固定資産税・都市計画税における都独自の軽減措置について、該当項目を抜粋して資料として配付させていただいております。また、今回の請願に係る内容につきましては、東京都におきまして平成29年度までは措置が延長されております。今回の請願につきましては、平成30年度以後も継続を求めるものでございます。

それでは、順に説明をさせていただきます。

1点目でございます。小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置の継続でございます。請願にございますとおり、定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的といたしまして、昭和63年に東京都の独自の措置として制度化されております。以来、本年平成29年度まで軽減措置を継続しているものでございます。軽減措置の内容といたしましては、住宅1戸につき200㎡までの小規模住宅用地に係る都市計画税について、税額の2分の1を軽減するというものでございます。

次に2点目、小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を2割減額する減免措置についてでございます。平成14年度に東京都の独自の制度として創設されておまして、特別区の区域内の非住宅用地の過重な負担の緩和や、昨今の経済状況下における中小企業者等を支援するという一方で、実施しているものでございます。対象要件でございますが、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分につきまして、固定資産税および都市計画税を2割減免するというものでございます。ただし、個人または資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限られております。

3点目、商業地等における固定資産税および都市計画税について、負担水準の上限を65%まで引き下げる措置についてでございます。負担水準の不均衡の是正と、特に全国に比べて過大となっております23区の商業地等の負担の緩和を図るものでございます。

まず負担水準というのは、固定資産税の評価額に対する前年度の課税標準額等の割合でございます、例えば今年の評価額が1億円で、前年度の課税標準額が7,000万円といたしますと、その割合は負担水準70%ということになります。これは地方税法上、負担水準70%まで減ずるといふ地方税法上の措置、全国一律の制度でございます。この取り扱いに対しまして、特別区内の商業地等につきましては東京都の独自の措置として、平成17年度に負担水準の上限を70%から65%まで引き下げる措置を行っているものです。このことによりまして課税標準額が引きさがりますので、税額が軽減されるというものでございます。

限度額でございますが、都によりますと、平成28年度の実績で、1点目の小規模住宅用地に対する軽減措置では、品川区においては対象が約6万件、金額で13億3,000万円ほどでございます。2点目の小規模非住宅用地に対する減免措置は、品川区においては対象が約6,400件、金額で6億9,000万円ほどでございます。3点目の商業地等の負担水準上限引き下げの措置では、品川区においては対象が約8,000件、金額で3億円ほどでございます。23区での総額は、合わせて631億円の減額措置となっております。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

両請願につきましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○須貝委員

一言だけ。こうやって小規模住宅用地、また商業地等あるのですが、都市計画税、固定資産税が2割減額されて多くの方が助かっております。毎年このように意見書を出していますけれども、何とか恒久的になるような方向がとれば良いと思います。意見だけ言わせていただきます。

#### ○飯沼委員

両請願とも、理由のところはこの間の小規模事業者を取り巻く環境ということで、景気の低迷、そして世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあると。雇用の不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされていますといった訴えは本当に全くそのとおりで、同感をする中身だと思っていますけれども、小規模住宅用地にしても、小規模非住宅用地にしても、またあと商業地等の固定資産税、都市計画税のところにおいても、それぞれ昭和63年度に創設されたり、平成14年度、平成17年度に創設されて現在に至っているわけですが、この辺の諸状況、変化について、区の認識はどうかというところをちょっと、この方たちはとても厳しいと言っておられるのですが、区その辺の認識をひとつ伺いしたいです。

あと、最後のほうで、軽減措置が廃止されることになると大変なことになるのだと書かれているのですが、東京都の現在の動向でわかることがあったら、教えてください。よろしく申し上げます。

#### ○伊東税務課長

マクロ経済の認識ということでございますけれども、この土地の関係で申し上げれば、先日1月とか4月時点の調査によりますと、地価のほうは若干上昇傾向にあるというような調査結果がございます。直接的に個々の経済の感覚と地価の部分が結びつかないところもあるかとは思いますが、そういう土地の取り引きの関係で言えば上昇傾向にあるということであれば、多少なりともいわゆる回復基調にあるのではないかと考えてございます。

それと都の動向ということでございますけれども、これはご存じのとおり毎年延長という形でやっているところでございます。地方税に関してはこの間、毎年のように様々な改正が行われているところでござ

ございますけれども、その中で東京都の姿勢というところで、こういう減免制度が出るのかなと思いますので、全体的なことを見ながら東京都のほうでその判断をしていくのかなと思いますけれども、我々のほうとしてはそれに合わせていくしかないと思います。

**○飯沼委員**

東京都のほうはどのような判断をされるか、区がそこをいろいろ言うところではないとは思いますが、やはりこういった多くの方々から出されていること、特に中小、小規模の事業者の方々には本当に厳しい中頑張っていたきたいというところにおいては、この願いを届ける機会ではあるのかと受けとめました。

**○伊藤委員長**

ほかにご質疑等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○伊藤委員長**

では、ほかにご発言がないようですので、質疑はこれで終了いたします。

それでは、平成29年度請願第6号、および平成29年請願第7号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○高橋（伸）委員**

結論を出すでお願いします。採択でよろしくをお願いいたします。

**○あくつ副委員長**

結論を出すで、毎年こちらの紹介議員をさせていただいていますし、理由としても非常によくわかる内容でございますので、採択という結論です。

**○飯沼委員**

結論を出すで、採択ということです。

**○石田（し）委員**

結論を出すで、採択をお願いします。

**○須貝委員**

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

**○吉田委員**

ネットとしても結論を出すということで、採択を主張したいと思います。

**○伊藤委員長**

それでは、請願第6号および請願第7号につきましては、結論を出すということでよろしく申し上げます。

それでは、平成29年請願第6号および第7号の両件についてお諮りいたします。

では、両件を採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○伊藤委員長**

ご異議なしと認めます。よって両件は採択と決定いたしました。

なお、平成29年請願第6号および第7号は意見書の提出を求めるものであります。意見書の内容に

つきましては、明日の委員会にお諮りしたいと思います。また意見書の内容につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ありがとうございます。ではそのように進めてまいります。

---

(3) 平成29年請願第8号 質の高い行政運営と区民福祉の充実のため、品川区非常勤職員の賃金引き上げを、最低1,500円とすることを求める請願

**○伊藤委員長**

それでは、次に(3)平成29年請願第8号 質の高い行政運営と区民福祉の充実のため、品川区非常勤職員の賃金引き上げを、最低1500円とすることを求める請願を議題とします。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○伊藤委員長**

朗読が終わりました。

それでは本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

**○黒田人事課長**

それでは、平成29年請願第8号につきまして、ご説明いたします。

区の職員、いわゆる地方公務員は、任用に関しまして地方公務員法に定めがございまして、非常勤につきましては特別職の職員に位置づけられるものでございます。非常勤職員の報酬につきましては、それぞれの職務内容、専門性、勤務日数等を踏まえまして、それぞれの職に合った内容で決定しているものでございます。

そんな中で10年近く据え置かれていますが、それは一般の職員の給与における人事委員会の勧告は、平成14年度から平成25年度の間は一貫してマイナス勧告、または見送りでありましたが、非常勤の報酬額についてはこの間も据え置いてきたというものでございます。

なお、非常勤等の報酬額の決定にあたりましては、人事委員会勧告後の、改定後の常勤職員の給与、最低賃金などを勘案した上で毎年度決定しておりまして、報酬の水準は適正であると認識してございます。

また、本年5月に地方公務員法の改正がございまして、臨時非常勤職員の制度について、平成32年度より任用や報酬制度などが新たな制度に改められることとなっております。現在新たな制度のうち、特別区の人事制度に係るところにつきましては、対応に向け検討を進めているところでございます。

**○伊藤委員長**

説明が終わりました。

内容につきましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

**○飯沼委員**

今人事課長から説明があったのですけれども、できればせめて少し資料をお出しただけなら理解が深まるかなと思うのが1点なので、まず最初に申し上げておきたいと思います。こういった請願は、私は今まで経験をしていなかったもので、ぜひ非常勤職員の方々の状況が見えるような、職場にいらっしやる中で様々な職種がいらっしやって、身分も様々というので、なかなかわかりにくいので、今日は幾つ

か質問をさせていただいて、その辺を明らかにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

非常勤職員の方が、請願の中に1,300名を超えると書かれているのですが、まさに非常勤の職員に支えられている品川の区政であると思っておりますが、まずこの1,300人の内訳を知りたいのです。わかる範囲でいいのですが、職場とどのくらい非正規職員がいらっしゃるかその人数、漠然としているので、職場によって多い順に1位から5位ぐらいまで、非常勤の方が多いところを順番に、職場とどのくらいの人数がいらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。あと、それぞれどのような職種の方がいらっしゃるのか、わかったら教えてください。やはりこの辺がわからないので、ぜひお願いいたします。

#### ○黒田人事課長

非常勤職員の多い順ということですが、一番多いのは保育園でございまして、保育園の非常勤職員は大体670名ほどおります。次に多いところだと、保育園のいわゆる園医、お医者さんが87人とか、あと教育ですと教育支援相談員が24名ですとか、学校の専科の指導員が35名など、そのようなところが多いです。それからあと、清掃事務所の資源回収監視員とか清掃リサイクル指導員を合わせて36名おりますけれども、こういったところが多い職場となっております。

#### ○飯沼委員

それぞれの職場はわかったのですが、職種はどのような職種なのでしょうか。

#### ○黒田人事課長

職種と申しますか、専門職員につきましては任用基準を定めてございまして、先ほど申し上げた例えば園医はお医者さんでないといけませんので、ドクターであるということになりますし、請願の中にあります例えば戸籍関係ということであれば戸籍等相談員で、戸籍法、住民基本台帳法に関する知識・経験を有する者になりますが、それぞれ定めてございまして、専門職員のほうは55の職種がございまして、いわゆる保育園の補助等の非常勤につきましては、有資格者、無資格者という形に分けてございまして、非常勤の職として13ほどございます。保育園の有資格者ということであれば当然保育士資格を持っていないといけないですが、保育士資格を持っていなくても補助という形で、無資格者ということで非常勤として雇用している場合もございます。

#### ○飯沼委員

正規職員と非正規職員の労働条件の違いとか、賃金格差についてどのくらいなのか知りたいのですが、正規職員とほとんど同じ仕事をしていて、均等待遇の対象者になってよい立場の人は何%ぐらいいるのですか。ほとんど同じような仕事をして非正規の身分でいる方というのは、全体の1,300人のうちどのくらいいらっしゃるのか。それが1点です。

あと、専門非常勤は1,400円、一般非常勤が1,140円で、10年間据え置きでいる理由がわからないのですが、その理由を教えてください。

#### ○黒田人事課長

基本的に非常勤職員でございまして、一般職員と全く同じ待遇ということにはございまして、勤務日数ですと月16日でございまして、勤務時間も7時間45分というものもありますが、職によっては3時間ということもございまして、様々その職種によって形態が違いますので、基本的な認識として、一般職員と全く同じ勤務というものはございしません。

時給の設定の考え方でございまして、先ほどのいわゆる給与勧告については一貫してマイナスだということをお願いしましたが、現在の一般職員の1類、3類、いわゆる事務の職員の基本給を時給に割り

返しますと、勤務時間が7時間45分で週38時間45分で52週というところから、祝祭日等を除いた時間数で大体換算しますと、1類の初任給で時給が1,384円、3類で1,107円ということございますので、職員の給与と比べましてもそれほど乖離があると考えているものではございませんので、説明の中で申し上げましたが、報酬の水準については適正であると認識しているものでございます。

#### ○飯沼委員

待遇のところで、労働条件の違い、正規職員と非正規職員が決定的に違うのはどの辺か教えていただきたいのと、例えば今回最低1,500円以上にするのを求めると書かれているのですが、それを1,500円に引き上げたら区の負担はどのくらい増えるのか、計算をされたことがおありだったら、どの程度増やせば大事な仕事をしていらっしゃる方の賃金が引き上がるのかなというところが知りたいので、そのところも教えてください。

#### ○黒田人事課長

いわゆる労働条件というのは時間だけではなくて、いわゆる常勤職員ですと職務の計画を立てたりとか、いわゆる時間には換算できない仕事も担っているという意味では、同じ労働条件というのはなかなか比較は難しだろうと考えているものであります。

1,500円に引き上げたらどのくらいかという試算はしてございませんが、専門職の職種の中では当然2,000円以上の時給を設定している職種もございますので、それはその専門性とかいうものも勘案して時給を設定しているものでございますので、一概にそれを比較できるものではないと考えてございます。

#### ○飯沼委員

なかなか仕事の中身が時間では言えないという、それは専門的なところを担っている正規職員ならではのところは当然あると思うのですが、正規職員と大体同じぐらいの時間数を働いている方々は、この1,300人のうちどのくらいどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

#### ○黒田人事課長

先ほどの答弁を少し繰り返しますが、同じぐらい働いている方はいないというものでございます。

#### ○飯沼委員

時間数で同じ職員はいないのですか。

#### ○黒田人事課長

月に16日の設定でございますので、職員はカレンダーによりますけれども20日以上ということもございますから、そこで非常勤職員が一般職員と同じような労働時間で働いている者はいないというものでございます。

#### ○飯沼委員

ちょっと違った角度から質問いたしますけれども、この間、退職をされた方の人数と採用の人数に開きがあるのですよね。2016年の正規職員のところで、東京都の春闘共闘キャラバンで自治体に求めた数字を集約している報告書、資料があるのですけれども、それによると、2016年正規職員数2,563人。2015年度の退職者が169人のところ、2016年の新規採用が121人なのですね。マイナス48人なのですね。

こういった面で、多分仕事は減っているとは考えられないのです。仕事が増えている中で、本来正規職員が担うべきものが、非正規職員の1,300人のところにかかっているのではないかと私は思うのですが、その辺のところ、非正規職員が増えていて、もちろん残っている正規職員の方はそれなりにま

た重い責任を負っているといつて、大変な負担はあると思うのですが、正規職員が減った部分、非正規職員の部分で頑張っているというのが私はこのマイナス48人に現れているのではないかと考えています。そういった意味では、仕事の中身が様々違うかもしれないけれども、正規の職員が頑張っているからこそ、この品川区政がいろいろプラスマイナス問題はあるかと思いますが行われているといった意味では、やはりこの非正規職員の方々の労働条件と併せて賃金の格差をなくしていくというのが、本当に今重要なところだと思っています。

それとあと、財源がなくて厳しい区だったら、非正規職員にかえて安く上げていますよというところが若干でも理解されるのかもしれないのですが、この間、決算審査が始まりますけれども、この間の人件費の全体の構成比を見ても、経常収支比率の中を見ても、人件費がどんどん落ちています。お伺いすると、経験の長い方が辞められて新規採用になっているので、人件費が安くなっていると多分そうおっしゃると思うのですが、それだったらよりその経験者が退職された後の穴埋めを一生懸命やっている部分に、やはり還元をするべきであると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○黒田人事課長

まず職員数でございますが、ちょっとお示しいただきました数が違うのですが、平成29年4月1日で正規職員は2,594人で、平成28年度は2,563人ですから、プラス31人ということで、職員数も増えてございますし、人件費につきましては、今委員のお話にもあったように、退職して新規採用者が入れば、当然人件費の部分が変わってまいりますので、そこで下がってくるということはあるかと思えます。

そういった意味で退職者のことでございますが、退職しても、今、再任用フルタイムということでそのまま残っていただいて、経験を若い職員に伝えるということもしてございますので、そういった中で正規職員と非常勤職員の役割分担で業務を担っていると認識しているものでございます。

#### ○飯沼委員

今、数字のところ、私は2016年で示したのです。人事課長は29年、今年のを言いましたが、今年のは確定していませんよね。あと退職者と新規の差はどうなのですか。去年と比べて人を採用していますというのではなくて、退職した分、採用がされているのかどうかというのは私は今ここで述べたので、比較するのだったら同じように比較してください。

#### ○黒田人事課長

退職の人数につきましては手元に数字がございませんが、基本的には事務事業見直しをしまして、そこに必要な人数を採用しているということでございますし、そういった中でいろいろ工夫を図って事業を執行しているというものでございます。

#### ○吉田委員

私もこの請願をいただいて、ちょっと自分で知識が足りないものですから、今のご説明に加えて伺いたいのですが、例えばこの請願の中で、非常勤職員の職は専門性が高くということで、先ほど幾つか事例で戸籍のこととか、保育のことがございましたけれども、請願の中に学校事務非常勤職員というのも出ています。それで、先ほどは保育園関係が670名ぐらいいらっしゃるということで、ここに書かれている非常勤職員1,300名を超えていると言われる中の約半数がそれなのかなと思うのですが、学校事務非常勤職員というのはどういう仕事で、どれぐらいいらっしゃるのか教えていただけますか。

#### ○黒田人事課長



いわゆる学校事務につきましては、いわゆる都の職員が学校事務でありますので、区の関係につきましては非常勤職員を置いて、学校のそういった都の事務の職員として事務を行うということで、平成29年4月1日現在で52名ほどいらっしゃいます。

#### ○吉田委員

それともう一つ、非常勤職員が1年ごとの採用ということですが、現実問題としてその1年ごとの採用を繰り返しながら、継続して働いている方がいらっしゃると思うのですが、その割合を教えてくださいませんか。どう聞けばいいですかね。例えば5年以上継続している人とか、そういうのがわかりますか。

#### ○黒田人事課長

基本的に任用は1年ごとということですので、繰り返し任用しているところについては把握してございませんので、お尋ねの件についてはちょっとこちらでは承知していないということでございます。

#### ○須貝委員

まず、東京都の最低賃金、これは地域別で全国違うのですが、今幾らになっていますか。

#### ○黒田人事課長

先般、都の最低賃金が改定されたというところでありまして、29年10月1日から958円になるというものでございます。28年の10月1日現在では932円ということで、26円上がったというものでございます。

#### ○須貝委員

今回、請願の趣旨は本当によくわかります。ですが、賃上げは働く人にとっては確かにいいことだと思うのですが、これ逆に賃上げすることによって、区内の中小零細企業・商店などは、時給が上がることによって経営が行き詰って倒産するということも出てくると思うのです。倒産したら、もちろん働く人は失業してしまうという事態になると思います。

この最低賃金は、中央最低賃金審議会において労使の意見を聞いて、地域別に賃金改定しているわけですから、民間の区内産業のアルバイト代が自然と上がってくれば、区内で働く非常勤職員の方の最低賃金も私は自然と上がってくると思います。ですが、区内産業でアルバイトとして働いている方の最低賃金がまだ今回改定されて958円ということならば、やはり非常勤職員の方も少し我慢をしていただいて、民間がその賃金を出せるような時期まで辛抱していただきたいと私は思います。

#### ○あくつ副委員長

先ほどの人事課長とのご説明と質疑のやりとり、前半はよくわかったのですが、いわゆる人事委員会勧告はマイナスでずっと来ていたのを据え置いたというのは、引き下げを据え置いたというのが実態であるということです。それと、常勤の方の給与も時間で割り返してみると、この非常勤の方たちとそんなに変わりはないということ、それはよくわかりました。

けれども、ご説明の最後にあった、今年法改正があって、今後非常勤職員の方の待遇が改善をされるというようなことが先ほどあったのですけれども、これは法律のことだと思うのですが、具体的にはそれはどういう背景で、平成32年度とおっしゃっていましたが、今後どのように処遇が改善されていくのか、もう少しわかりやすくお願いします。

#### ○黒田人事課長

先ほど説明の中で申し上げました法改正の部分についてご説明させていただきます。この法律は本年5月12日に公布されまして、法改正の趣旨としましては、地方公共団体における行政需要の多様化

等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用および臨時的任用の適正を確保し、ならびに一般職の会計年度任用職員の規定を整備するというところでございまして、国のほうとしても今いわゆる特別職という形で大体多くの自治体が非常勤職員を任用しているのですが、それを一般職の会計年度職員として任用するというものに、法改正したというところがございます。一般職でございますので、いわゆる地方公務員法の適用を受ける公務員というものに、会計年度職員という新しい制度が生じるということがございます。

一番特色的な部分としましては、現在地方の非常勤職員につきましては、国と異なって、労働者性が高いものであっても期末手当が支給できないというところがございますが、その法改正で期末手当を支給できるような形に地方自治法も併せて一部改正されておりますので、そういった意味ではいわゆる給与の部分に加えて、新しい制度では期末手当を支給するというのを法で制定しているということがございます。

ただ、こちらのほうがではどういった水準になるかということにつきましては、基本的には各地方自治体での判断になるのですが、特別区の場合はいわゆる特別区の特殊な事情がございまして、一般職の公務員ということになれば人事委員会の関与というところもあろうかと思ひまして、この辺につきましては、説明の中でも申し上げましたが、現在23区全体で検討を進めているというものでございます。

#### ○飯沼委員

すみません、もう一点だけ。専門非常勤職員のところを聞くのを忘れてしまったので、専門非常勤職員の内容をわかりやすく教えてほしいのと、どういう職場に何人くらいいるのかということと、定年退職をした後、豊かな経験を活かしていただくということらしいですけれども、専門非常勤で働いていらっしゃる方がものすごく本当に激務の中で、フルで1週間は働けないけれども、かなり働いているのだけれども賃金が半分とか、本当に低く抑えられてとても不満だというお話も聞いているのですが、この低賃金で使うというあたりも聞かせてください。

#### ○黒田人事課長

あくまで専門非常勤職員につきましては職を規定してございまして、先ほど申し上げましたように55の職務がございます。例えば請願の中にあります戸籍住民課ですと、戸籍等相談員ということで戸籍法、住民基本台帳法に関し知識・経験を有する者でありますとか、税務課ですと税と保険料に関し知識・経験を有する者ということで、こういったところでは区のOB等が非常勤職員として働いている場合がございますが、法人会計指導員のようにいわゆる法人会計を指導する立場では、任用基準として公認会計士、税理士、中小企業診断士などの資格を有する、もしくは同等以上の者と定めていますので、そういった職によって任用する基準がございますので、その中で報酬額も設定していると。

報酬額につきましては、ちょっと繰り返しになりますが、職員の給与と最低賃金等も勘案しながら、その職の専門性が高い者については報酬額の設定も違いますので、そういった中で職種に応じて設定しているというものでございます。

#### ○飯沼委員

専門非常勤職員に55も職があるわけですが。戸籍のところと税務のところだけだったのですが、もうちょっと区民と接点のあるところほどのようなものがあるのか教えていただきたいです。

それと、勤務時間もいろいろ違うということで、報酬が違うのは当然ですが、職員給与と最低賃金と専門性を鑑みてということで賃金を決めているということなのですが、そういうことだと、この1,400円が妥当であるとお考えでしょうか、お尋ねします。

### ○黒田人事課長

専門非常勤職員の区民と接点があるところと今のお尋ねにございましたが、例えば消費生活相談員は専門非常勤職員でございますし、介護認定調査員も専門非常勤職員ということでございまして、様々な職場で専門性があるものについて職を設定しているものでございます。

1,400円が妥当かどうかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げたとおり、1類の職員の初任給を時間で割り返しますと大体1,380円ということでございますので、1,400円という報酬の設定については適正であると考えてございます。

### ○飯沼委員

時間に直すと適正ということですが、様々な待遇の面で大きな差がある中で、この時給だけ比較して妥当であるというのは、私は違うと思います。現実的に働いていらっしゃる方が仕事量と照らし合わせて、この賃金が非常に安いという訴えが届いていますので、このことはしっかりお伝えをしておきたいと思います。

### ○吉田委員

先ほど聞き忘れしました。この請願の文の中に「どちらも最低額」というのが括弧書きであって、専門非常勤職員の時給は1,400円、一般非常勤は1,140円が最低額とお聞きしたのですが、だから1,400円、1,140円というのは最低ということだと思ったのですが、だからもう少し高い方がいらっしゃるのか、それこそ専門性に鑑みてとか、その辺はいかがですか。

### ○黒田人事課長

例えば保育園の非常勤医務資格ですと、例えば1,500円の設定をしておりますし、例えば先ほど申し上げました消費生活相談員ですと、これはちょっと勤務日数から割り返していますので少し端数が出ますが2,615円ということで、それぞれその職に応じて設定しているというものでございます。

### ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成29年請願第8号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

### ○高橋（伸）委員

結論を出すをお願いします。平成32年4月から新しく改正された法律が施行されるということで、その改正に伴って非常勤職員の給与体系も区でも検討するという事なので、今回の請願については不採択でお願いいたします。

### ○あくつ副委員長

結論を出すということで、一言申し添えますと、最近は同一労働同一賃金ということで議論が非常に盛んなのですけれども、私も勉強したことがあります。先ほどの議論の中であったとおり、なかなか難しい問題をはらんでいるということがあります。時間だけではかかれるものではないということもあって、そういう中で先ほどのご説明を聞いて、また今後、先ほど意見の中でもありましたけれども、国の

ほうでもそれをしっかりと捉える法改正も行ったということで、ただ、今、制度設計を行っているところなので、どこまで反映されるかというところで、これはしっかり大事な仕事をさせていただいている大切な非常勤職員の皆様ですので、反映をしていただきたいということを望みまして、この請願に関しては不採択とさせていただきます。

#### ○飯沼委員

態度を決めるということで、共産党としてはこの間の正規職員を減らして非常勤職員に置きかえているこの品川区の状況、人件費をどんどん削っているというところにおいて、大事な区政を支えてくださっている非正規職員の待遇改善、特に時間当たりの賃金を引き上げてほしいというのは出ていますが、均等待遇というところをもう少しきちんと実態を調べて検討していただきたいと思うのが1点。1,500円は決して高くない。賃金、時給ですから、妥当な金額であると思っています。

あと、期限の定めのある雇用も、期限を定めない方向、行く行くは正規雇用に振りかえていくといった、やはり働く人材を大事にする品川区政になっていただきたいと思います。請願をぜひ採択していただきたいと思います。

#### ○石田（し）委員

結論を出すで、意見を言います。まず、説明の中でもありましたが、いわゆる一般職員の方の給与を時給に割り返すと、そこまで差がないのではないかということ。それと、給与体系等については法改正があったのと、それに伴って区としても検討をされていくということ。また、正規職員の給与がマイナス改定をされている時に、非常勤職員のところに関してはそのまま据え置きとされていた等々の理由の説明があったので、我々としては今回のこの請願に関しては不採択でお願いしたいと思います。

#### ○須貝委員

結論を出すということと、先ほど申し上げましたが、東京都内の最低賃金が今度時給958円に改定されます。まだまだ民間の中小零細企業で働く、商店で働く方たちの時給が低いということをやはり我々は念頭に置いて、そのうち賃金が上がってくれば、おのずと品川区で働いている非常勤職員の方の賃金も上がってくると思いますので、それまでは我慢をしてほしいということで、今回は不採択とさせていただきます。

#### ○吉田委員

ネットとも結論を出す方向でお願いします。意見を言います。やはり区の職員がこの不安定な採用の中で支えられているというこの状況はどうにかすべきということで、この請願の趣旨には本当に賛成をしたいと思っております。もちろん非常勤職が全部悪いということではなく、そういう働き方が必要な方たちもいらっしゃいますので、その辺のバランスの問題になるかなと思っております。なので、この趣旨はとても理解するのですが、実はやはりこの1,500円という金額を定めてしまうということについて、ちょっと生活者ネットワークの周囲には市民事業としてなかなか厳しい中で、ミッションから事業を継続している人たちがたくさんいて、今売り手市場というのでしょうか、労働者のほうが足りないという中では大変厳しい状況があるのも実態なのです。なので、この趣旨はとても理解できるのですが、最低賃金を1,500円というこの金額がちょっと厳しいかなと思っております、趣旨採択ということで主張したいと思います。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございます。

まず、請願第8号につきましては、本日結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、

そのあたりについてはよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それではまず、平成29年請願第8号については採択と趣旨採択を主張する委員がいらっしゃいましたので、採択と趣旨採択、いずれの結論で採決を行うか決定したいと思います。今回は、委員会としては採択の方向で採決を行おうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、改めて平成29年請願第8号を採決いたします。請願は挙手により採決を行います。請願を採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって請願は不採択と決定をいたしました。

---

4 その他

○伊藤委員長

では、最後に予定表の4、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問であります。今定例会の一般質問の中で、総務委員会に係る項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は明日この委員会で理事者からご答弁をいただいて、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問はございましたら、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。次に、その他を行います。何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、その他を終了します。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。

明日も午前10時の開会でございます。なお、明日の委員会では行政視察の勉強会を予定しておりますので、事前に配付されました資料等をご持参くださいますようお願いいたします。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時32分閉会